

イギリス2010年平等法注釈（4）

鈴木 隆

緒言

序

条文の解釈

第1部：社会経済的不平等

第2部：重要な概念（以上、54巻1・2号）

第3部：サービスと公務

第4部：施設

第5部：労働（以上、54巻3号）

第6部：教育

第7部：団体

第8部：禁止行為：附随

第9部：執行（以上、54巻4号）

第10部：契約等

第11部：平等の進捗

第12部：障害者：交通機関

第13部：障害：その他（以上、本号）

第10部：契約等

第142条：執行できない条件

効果

465 本条は、人を差別するまたは別段法により禁止される行為を招く契約条項をそれに関して執行できなくする。しかし、そのような条件により不利益を受けたであろう者は、それが同人に付与する利益を得るようにそれに依

拠ることが依然としてできる。

466 障害についてのみ、本条は、職業紹介の提供（56条2項a号ないしe号のうち）または被用者のためのグループ保険の仕組みに関する契約以外の合意の条件に適用される。これらの条件は、本条で「関係する契約以外条件」と言及される。

467 本条は、第5部第3章の下の平等条項により修正される契約の条件に適用されない。なぜならば、条件が一旦修正されるとそれはもはや差別的ではないから。148条の結果、本条は、公的部門の平等義務（第11部第1章）または社会経済的不平等に関する公的部門の義務（第1部）に違反する契約条件を処理しない。それには別の執行の仕組みが適用される。

背景

468 本条は、1995年障害者差別禁止法の特定の契約以外の規定のための特定の保護を含む類似の効果を持った従前の立法の規定を置き換える。

例

・一手販売業者はアジア人のみを雇用するべきである要件（例外が適用されない限り人種を理由とする違法な直接差別になる）を含む一手販売権契約の条件は、一手販売権を与える者により執行されることはできない。しかし一手販売業者は、その条件の下で当然与えられる利益を依然として得ることができる。たとえば、彼は、その一手販売権を運用することを継続することができる。しかしながら、一手販売業者が差別的条件に従うならば、その条件の下で差別された者は、法のその他の規定の下で違法な差別により一手販売業者に対し訴えを行うことができる。

第143条：執行できない条件の削除または修正

効果

469 本条は、契約に利害関係を持つ者（それにより影響を受けるあらゆる者を含む）によりそうすることを要求される場合、142条の下で執行できなくされる契約の条件（または関係する契約以外条件）を県裁判所（またはスコットランドの執行官裁判所）が修正または削除することを認める。裁判所

はさらに、命令を行う以前の間にその条件が削除または修正されたとみなされることを決定することができる。

470 影響を受けるあらゆる者がその手続を告げられて自己の意見を知らしめる機会を与えられることを裁判所は第一に保障しなければならない。裁判所規則は、この義務を果たすために裁判所が行わなければならないことを決定する。

背景

471 本条は、従前の立法の類似の規定を置き換える。

例

・提供される事務所群で事務所を賃借する者は、賃借契約の条件が、たとえば、施設に入る者が顔を覆うものを取り去る正当化されない要件を含む（かくしてイスラム教徒の女性を差別する）ことにより間接的に差別する場合、その条件が修正されることを要求することができる。その条件は、その他の利用者の真正な安全上の必要性和申立人を訪問するイスラム教徒の女性の宗教上の必要性双方を満たすために特別な手配が行われることを認めるために、裁判所または執行官により調整されることことができる。

第144条：契約して免れること

効果

472 本条の下で、法の規定（条件の平等を扱う規定を含む）または法の下で制定される二次的立法の規定（たとえば81条（船舶とホバークラフト）の下で制定される規則）の効果を除くまたは制限することを試みる契約条件または関係する契約以外の条件は、その条件の効果を支える者により執行されることはできない。以下の事情において訴えの交渉される解決を認めるためのこの例外がある。

・調停官の援助により交渉されたまたは147条（適格な妥協契約の意味）に定められた基準を満たす雇用審判所における訴えを解決する契約（平等条項の違反による訴えを解決する契約を含む）。これは、1992年労働組合・労働関係（統合）法212A条（当事者が紛争を仲裁に服することに合意する場合）

の下の制度に従って行われる仲裁契約を含む。

・裁判所または執行官裁判所の訴えを解決する契約。

背景

473 本条は、従前の立法の類似の規定を置き換える。

例

・剰員整理が行われる上での違法な差別による訴えを持つと考える女性は、手当と引き替えに法の下で訴えを追求する権利を放棄することになる。彼女はそれからその訴えを追求するためにその条件を修正または削除することを裁判所に要求することはできない。

・しかしながら、調停官の援助により合意に至らないまたは合意が適格な妥協契約ではなかった場合、それは執行されることはできない（そして申立人が雇用審判所で訴えを追求することを妨げない）。

第145条：無効である執行できない条件

効果

474 本条は、労働協約（1992年労働組合・労働関係（統合）法で定義される）を扱う。

475 本条はさらに、使用者の企業、職業組織および資格付与団体（第5部で定義される）の規則を扱う。

476 労働協約のいかなる条件も、それが人を差別するまたは別段法により禁止される行為を招く程度まで無効とされる。労働協約の条件は、執行できなくすることは影響を受ける者の助けにならないので執行できないよりもむしろ無効とされる。なぜならば、その条件は、契約に編入されない限りいかなる場合も執行できないから。それゆえその条件はまったく効果がなくなり、関係当事者に再交渉することを委ねる。

477 人を差別するまたは別段法により禁止される行為を招く企業の規則は、執行できなくされる。企業の規則は、メンバー資格または資格の付与に関して資格付与団体または職業組織により制定される規則もしくは被用者と将来の被用者への適用のために使用者により制定される規則のように148条で定

義される。

背景

478 本条は、従前の立法の類似の規定を置き換える。

例

・工場の特定の部署の職が男性のみに与えられることを要求する労働協約は無効となるので、申請した女性はそのような理由で拒否されることはできない。

・申請者はイギリスの企業で2年間の経験を持たなければならないことを要求する資格付与団体（たとえば鉛管工のための専門職資格を提供する）の間接差別的な規則は、外国企業で同等な経験を持つ者に対し執行されることはできない。要求される経験をまったく持たない者に対しそれは依然として執行されることができる（それが正当化される限り）。

第146条：無効な条件に関する宣言等

効果

479 労働協約の条件または企業の規則が将来自分を差別する効果を持つと人が考える場合、142条に定められるように、それらが無効または執行できなくすることを雇用審判所が宣言することを本条は可能にする。労働協約は多くの（多様である可能性がある）場合に多くの人々に適用されるので、審判所がそれを修正することは適切ではなく、修正または改正に服するよりもむしろそれは無効とされ、当事者は、潜在的に影響を受けるすべての者を念頭に置いて、再交渉することを委ねられる。

480 本条は、それぞれの場合に申立を行うことができる者を定める。差別的な労働協約の条件は、被用者または将来の被用者により対抗されることができる。使用者の企業の規則は、被用者または将来の被用者により、職業組織の規則は、メンバーまたは将来のメンバーにより、資格付与団体の規則は、関係する資格（54条に定義される）を求めるまたは保有する者により対抗されることができる。

背景

481 本条は、従前の立法の類似の規定を置き換える。

例

・技術の資格のために勉強して英語を書くことができる能力の試験に合格する場合にのみ適格であると告げられる者は、その試験を要求する規則は間接的に差別的であり、正当化されなければ、執行されることはできないことを宣言することを審判所に要求することができる。

第147条：「適格な妥協契約」の意味

効果

482 本条は、事件を解決する妥協契約が144条の下で法の適用を制限することを目的にするとしても、それが適法になりうる条件を設ける。

483 それは、以下の条件のそれぞれを満たす書面契約でなければならない。条件は、訴えの事情のために契約が編成され、申立人が指名された者からの独立した助言を受け取り、その者はその助言から生じる自己に対する訴えの危険から保険をかけられるまたは保護されることである。契約は、独立した助言と保険についての条件が満たされることを述べなければならない。

484 本条は、独立した助言者になることができる者を定め、将来独立した助言者になる人々の新しい特徴を付け加える権限を含む。本条は、利益相反は、人が独立した助言者になることを妨げることを明確にする。

背景

485 本条は、同じ目的を持つ従前の立法の規定を置き換える。独立した助言者になる者の種類を付け加える権限は、たとえば、ソリシタの実務により採用されるFellows of Institute of Legal Executivesを付け加えるために行使されることができる。

例

・被用者が訴えることを追求している使用者のために働く弁護士の助言により雇用審判所で訴えを解決した被用者は、依然としてその訴えを追求することができる（調停官はその解決に関与していないと推定する）。その解決契約は執行されることができない。なぜならば、弁護士は利益相反を持つので、

その契約は適格な妥協契約ではない。

・固定した額と交換に法の下で生じたその他のすべての訴えを被用者が断念することも規定する契約でハラスメントの訴えを解決した被用者は、彼女を差別的に昇進させないことによる損害賠償の訴えを追求することを依然としてできる。すべての訴えを排除する契約の条件は、差別の訴えに関して執行することはできない。なぜならば、それは、訴えの事情に十分に対応していないのでその訴えに関する適格な妥協契約ではない。

第148条：解釈

効果

486 本条は、法のこの部で使用される多様な用語により意味されるまたはほかのところで規定される定義を適用するものを説明する。

第11部：平等の進捗

第1章：公的部門の平等義務

149条：公的部門の平等義務

効果

487 本条は、附則19に掲げられる公的機関の任務を行使する際に3つの所定の事項を尊重するために、公的部門の平等義務として知られる義務を公的機関に課す。3つの事項とは、

・職域年金制度の差別禁止規則と平等条項または規則—それぞれ人の労働条件と職域年金制度に読み込まれる—の違反を含む法により禁止される行為を撤廃すること。

・保護される特徴を共有する人々と共有しない人々との間の機会均等を促進すること。

・保護される特徴を共有する人々と共有しない人々との間の良好な関係を促進すること。

488 第2と第3の事項は、年齢、障害、ジェンダー再配置、妊娠・出産、人種、宗教・信条、性および性的傾向の保護される特徴に適用される。それ

らは、婚姻とシビル・パートナーシップの保護される特徴には適用されない。
489 附則19に掲げられた公的機関と並んで、公務を執行するその他に、しかしそれらの公務に関してのみ本条は公的部門の平等義務を課す。

490 3項、4項および5項は、機会均等を促進し良好な関係を促進する必要性を尊重することが意味するものを拡張する。とくに、4項は、障害者と障害者ではない者との間の機会均等を促進する必要性を尊重することは、障害者の障害を考慮に入れるために措置を講じることの必要性の検討を含むことを明確にする。6項は、その義務を遵守することは、そうすることが法により認められる場合、一部の人々をその他より優遇することを意味することを明確にする。これは、障害者を障害者ではない者よりも優遇することと彼らのために合理的調整を行うこと、異なる取扱いを認める例外を利用すること、利用できる場合にこの部の第2章のポジティブ・アクションの規定を使用することを含む。

491 附則18は、平等義務が適用されない者と任務を定める。

背景

492 本条は、1976年人種関係法71条、1995年障害者差別禁止法49A条、1975年性差別禁止法76A条を置き換える。これらの規定は、それぞれ人種、障害およびジェンダー（ジェンダーの黙示の部分として妊娠・出産を含み、部分的にジェンダー再配置を対象とする）に関して同様な公的部門の平等義務を課した。年齢、宗教・信条、または性的傾向のための同等の公的部門の平等義務は従前の立法にはなかった。本条は、完全にジェンダー再配置、年齢、宗教・信条そして性的傾向を対象とするように新しい公的部門の平等義務を拡張する。

例

・その義務は、警察機関が違法な差別を撤廃する目的で少数民族からの申請者を意図せずに抑止しないことを保障するためにその採用手続を見直すことを招くことができる。

・その義務は、地方当局が同じ障害を持つ人々の様々なグループのために機

会均等を促進する、そしてとくに公的生活への彼らの参加を奨励する目的で障害者が地方議員として立候補することを可能にするために障害者の訓練・監視制度を目標とすることを招くことができる。

・その義務は、地方当局が女性のための機会均等を促進するそしてとくに様々な人種グループからの女性の様々なニーズを満たす目的でドメスティック・バイオレンスの被害者のための黒人女性の避難所に資金を供与することを招くことができる。

・その義務は、大規模省庁が性転換職員とそうでない職員との間の良好な関係を促進する目的で、使用者としての能力において、職員に教育と指導を提供することを招くことができる。

・その義務は、学校が良好な関係を促進するそしてとくにゲイとレズビアンの人々に対する偏見に取り組む目的で同性愛者のいじめの問題に取り組むことを保障するためにそのいじめ禁止戦略を見直すことを招くことができる。

・その義務は、地方当局が様々な宗教上の信条の人々との間の良好な関係を促進する目的で特定の地区に住むスンニ派とシーア派のイスラム教徒の間の理解と調停を促進するための措置を導入することを招くことができる。

第150条：公的機関と公務

効果

493 本条は、149条を補足する。本条は、公的部門の平等義務に服する公的機関を掲げる附則19を導入し、そのような機関がその任務の一部に関してのみ掲げられる場合を除き—その場合その義務は所定の任務に関してのみ適用される—それらの任務のすべてに関して公的機関はこの義務に服することを規定する。

494 「公務」は、1998年人権法においてそれが持つのと同一意味を与えられる。この用語は、附則19に掲げられないが公務を行使する者に公的部門の平等義務を拡張する149条2項において使用される。

背景

495 従前の立法の公的部門の平等義務は、どの機関が様々な方法でその義

務に服するかを規定した。1976年人種関係法はリストを利用し、1995年障害者差別禁止法と1975年性差別禁止法は、「公的性質の任務」を持つ者に障害平等義務とジェンダー平等義務を適用した。法は、その義務に服する公的機関のリストを含むことにより二つのアプローチを結合し、法的確実性を提供し、加えて公務を行使しているその他のあらゆる者に、その公務に関してその義務を適用する（149条2項を見よ）。

第151条：公的機関を定める権限

効果

496 公的部門の平等義務に服する公的機関を掲げる附則19は、当初から3つの部から構成される。本条は、国務大臣が同附則のそれらの部のいずれかを改正する命令を行うことを可能にする。変更は、新しい機関を付け加えるまたは既存の機関を削除するもしくは機関を附則のある部から別に移すことから構成される。本条はさらに、ウェールズの大臣とスコットランドの大臣が、国務大臣の同意を得て、その義務に服する関係するウェールズとスコットランドの機関を掲げる附則の第2部と第3部をそれぞれ改正することを可能にする。

497 関係するウェールズとスコットランドの機関（157条に定義される）は同附則の第1部に付け加えることはできない。それらはそれぞれ第2部と第3部に含まれなければならない。国境をまたぐウェールズとスコットランドの機関（157条に定義される）も第1部に付け加えることはできない。国務大臣だけが国境をまたぐウェールズとスコットランドの機関に関し同附則を改正する権限を有する。それらは新しい第4部になるものに付け加えられなければならない。最初の国境をまたぐ機関が同附則に付け加えられるときに同部は創出される。

498 同附則に付け加える権限を行使する者が、付け加えられる者が少なくとも一つの公務を行使していると考えられる場合にその権限は行使されることができのみである。これは、一般的な民間企業が、その権限を行使する者が公務であると考えられるものを遂行していない限り、その企業を付け加えること

はできないことを意味する。司法、国会、スコットランド議会、ウェールズ国民議会および英国国教会総会に関係する附則18によりその義務の適用を排除される任務と人々にその義務を適用するために本条の下で命令を行うことはできない。

例

- ・ 国務大臣は、創設されたばかりの新しい公的機関が同附則に含まれるべきであると決定することができ、適切な部にそれを付け加えることができる。
- ・ 公的機関がその委任された活動を停止すると、国務大臣はそれを同附則の別の部から第1部に移す。

第152条：公的機関を定める権限：協議と同意

効果

499 本条は、国務大臣が151条の下で附則9を改正する権限を行使する前に協議しなければならない者を定める。それぞれの場合に大臣は、平等・人権委員会と協議しなければならない。大臣が関係するウェールズの機関または国境をまたぐウェールズの機関に関して同附則を改正しようとする場合、大臣はウェールズの大臣とも協議しなければならない。そして同様に、改正が関係するスコットランドの機関または国境をまたぐスコットランドの機関に関係する場合、スコットランドの大臣と協議することが要求される。

500 本条はさらに、ウェールズの大臣が関係するウェールズの機関に関して同附則の第2部を改正する前に、大臣は最初に平等・人権委員会と協議して国務大臣の同意を得なければならないと規定する。同じ要求が同附則の第3部と関係するスコットランドの機関に適用される。

背景

501 1976年人種関係法は、附則を改正する前に一般的な人種平等義務に服する機関と玉璽尚書が協議する要求を含まなかった。スコットランドの大臣もウェールズの大臣も附則を改正する権限を持たなかった。1995年障害者差別禁止法も1975年性差別禁止法も一般的な義務に対するリストに基づくアプローチを採用しなかった。

第153条：所定の義務を課す権限

効果

502 本条は、附則19の第1部に掲げられる公的機関が公的部門の平等義務をいっそう効果的に履行することを可能にするためにそれらに所定の義務を課す規則を国務大臣が制定することを可能にする。ウェールズの大臣は、同附則の第2部に掲げられる関係するウェールズの機関に所定の義務を同様に課すことができ、スコットランドの大臣は、同附則の第3に掲げられる関係するスコットランドの機関に所定の義務を課することができる。

503 154条は、同附則の第4部（国境をまたぐ機関）に掲げられる公的機関への所定の義務の付加を扱う。

504 所定の義務が課される前に平等・人権委員会と協議しなければならない。

背景

505 本条は、玉璽尚書とスコットランドの大臣が人種とジェンダーの公的部門の平等義務のための所定の義務を課すことと国務大臣とスコットランドの大臣が障害の公的部門の平等義務のための所定の義務を課すことについての従前の立法の類似の規定を置き換える。ウェールズの大臣は、ウェールズの機関に所定の義務を課す権限を以前は持たなかった。

506 以前存在した規定は、たとえば人種、障害およびジェンダー平等の制度を準備することを掲げられた公的機関に要求するために過去に利用された。

第154条：所定の義務を課す権限：国境をまたぐ機関

効果

507 本条は、適宜附則の第4部に付け加えられる国境をまたぐウェールズとスコットランドの機関に所定の義務を課す者を決定するプロセスを定める。

508 附則の第4部に機関が掲げられる場合はいつでも、さらにその参入は、遵守される手続に対応する書簡を表す。

509 すべての手続について、所定の義務を課す者は、平等・人権委員会と協議しなければならない。

背景

510 従前の人種とジェンダーの公的部門の平等義務に関してスコットランドの大臣は、玉璽尚書または障害の公的部門の平等義務の場合に国務大臣との協議に服して、国境をまたぐスコットランドの機関の委譲された任務に関して所定の義務を課す権限を持った。人種とジェンダーの公的部門の平等義務に関して玉璽尚書または障害の公的部門の平等義務に関して国務大臣は、再びスコットランドの大臣との協議に服して、国境をまたぐスコットランドの機関の委譲されないまたは留保された任務に関して所定の義務を課す権限を持った。ウェールズの公的機関ではない者により行使されることができるウェールズにおける任務に関する従前の人種、障害およびジェンダーの公的部門の平等義務に関して所定の義務を課す前に、玉璽尚書または国務大臣は、場合によりウェールズの大臣と協議しなければならなかった。

第155条：所定の義務を課す権限：補足

効果

511 本条は、153条と154条の権限を行使する課せられた所定の義務が公的機関に対し国務大臣またはウェールズもしくはスコットランドの大臣によりほかのところで定められる事項を検討することを要求することができることと規定する。

512 本条はさらに、国務大臣またはウェールズもしくはスコットランドの大臣が、たとえば民間企業から物資とサービスを購入する際に、調達任務に関して調達目的の契約機関でもある附則19に掲げられた公的機関に所定の義務を課すことができることを明確にする。「調達任務」は、欧州法の調達制度に該当する活動である。調達に関する規定は、この分野以外で153条と154条の権限を行使するために制定されるその他の規定の程度に影響しない。

513 本条はまた、国務大臣とウェールズとスコットランドの大臣が彼らが課した義務を修正または削除することができることと規定する。国務大臣の一人が課した義務は、別の国務大臣により修正されることができる。

背景

514 従前の公的部門の平等義務は、ほかのところで定められた事項を考慮に入れることを公的機関に要求する所定の義務の賦課を規定しなかった。機関の調達任務に適用される義務を課することができることはそのような義務に内在したが明示されなかった。

例

・権限を行使する者は、所定の公的機関は、平等目的を設定する際に、公共サービス協定に定められた特定の国内優先順位を考慮に入れることを要求する所定の義務を課することを決定する。

・権限を行使する者は、契約機関に対し、公的部門の平等義務の要求をより良く満たすためにそれらが調達任務をどのように行使するかを定めることを要求する所定の義務を課することを決定する。

第156条：執行

効果

515 本条は、第2部第1章によりまたはその下で課せられた義務が個人にいかなる私法上の権利も生み出さないことを明確にすることを目的にする。しかしながら、これらの義務は、司法審査の方法により執行されることができる。

背景

516 本条は新しいが、従前の立法の下の立場を反映する。

例

・地方議会は、地方の女性の避難所への資金供与を停止することを決定する際に公的部門の平等義務を尊重しない。個人は、その結果として地方議会を訴えて補償金を請求することはできない。彼女は、司法審査手続を追求するか否かを検討する必要がある。

第157条：解釈

効果

517 本条は、この章で使用される用語を権限委譲事項に言及するために定義する。

518 この章のその他の条文は、関係するウェールズとスコットランドの機関、国境をまたぐウェールズとスコットランドの機関そして権限委譲されたウェールズとスコットランドの任務に言及する。本条は、すべてそのような用語が意味するものを説明する。

第2章：ポジティブ・アクション

第158条：ポジティブ・アクション：一般

効果

519 本条は、保護される特徴を共有する人々により経験される不利益を軽減する、特定の活動に関して彼らの不十分な代表を減らす、そして彼らの特定のニーズを満たすためのポジティブ・アクションの利用を法は禁止しないことを規定する。本条は、たとえば、特定のグループが雇用を得ることを可能にするための訓練、または彼らのニーズに取り組む保健サービスを含む彼らを目指した措置を認める。いかなるそのような措置も関係する目的を達成する釣り合いが取れた手段でなければならない。

520 関係する特徴を持たない人々が不利益を被ることを結果するポジティブ・アクション措置を講じることが釣り合いが取れている程度は、とりわけ、関係する不利益の深刻さ、ニーズまたは不十分な代表の極端さそしてそれらに対抗するその他の手段の利用可能性に左右される。この規定は、欧州法が認めるアクションの種類が認められる程度を制限する欧州法に従って解釈される必要がある。

521 特定の事情においてどのアクションが釣り合いが取れているかについてのいっそう多くの法的確実性を提供するために、本条は、同条の下で認められないアクションを定める規則を制定する権限を含む。

522 ポジティブ・アクション措置が159条3項の下で採用または昇進においてもしくは104条の下で政治的候補者の選考において講じられる場合、そのような規定が本条よりも適用される。

523 政治的候補者の選考のための単一性の予備候補者を認める規定（104条

7項)が廃止されると、本条は、その規定の下で許容できるものに類似するアクションが講じられることを認めない。

524 本条は、その他の立法により禁止されるアクションが講じられることを認めない。

背景

525 本条は新しい。従前の立法にポジティブ・アクションの規定はあったが、これらは様々な方法で様々な保護される特徴に適用され、一部の場合にそれらが認めるアクションの種類について特定のであった。本条は、欧州法により認められる程度であることが可能であるものを拡大し、すべての保護される特徴に関して適用される。

例

・白人の男性生徒が数学の成績が不良であることを確認して、学校は、彼らのために排他的に数学の補習クラスを行うことができる。

・NHS初期診療トラストは、レズビアンは彼らが頸部癌の危険にあることを意識することが少なく、全国検査プログラムのような保健サービスにアクセスすることも少ないことを確認する。それはさらに、子どもを生んでいない者は乳癌の危険が多いことを知らないことを知る。これを知ってトラストは、癌検査の重要性についてレズビアンのための地方の意識向上キャンペーンを設けることを決定することができる。

第159条：ポジティブ・アクション：採用と昇進

効果

526 本条は、保護される特徴を持つ人々が不利益を受けるまたは十分に代表されていない場合、誰を採用または昇進させるかを決定する際に、使用者が保護される特徴を考慮に入れることを認める。候補者が相互に適格である場合にのみこれは行うことができる。ある者が別の者と同様に適格であるか否かの問題は、学術的な資格付与の問題ではなく、むしろ適性、能力および専門職の遂行のような事項を含むその職務にとって最善である者を証明するために使用者が使用する規準に基づく判断である。本条は、これらの事情に

において保護される特徴を持たない人々よりもそれを共有する人々を自動的に優遇する方針または実践を使用者が持つことを認めない。それぞれの場合は、その本質において検討されなければならない。講じられるアクションは、そのような不利益または不十分な代表に取り組む釣り合いが取れた手段でなければならない。

527 本条は、採用を広範に定義するので、たとえばパートナーシップまたは生徒の身分の申し出、もしくはバリスタの執務室の賃貸が含まれる。

528 本条は、欧州法の制限内で、候補者が相互に十分である場合、不利益と不十分な代表に取り組むための最大限の程度の柔軟性を認めることを目的とする。

背景

529 本条は新しい。従前の立法は使用者が多様なポジティブ・アクション措置を引き受けることを認めたが、たとえば訓練の提供と仕事の特定の形態の奨励、それは、採用または昇進の実際の点であらゆる形態のポジティブ・アクションを講じることを使用者に認めなかった。本条は、欧州法により認められる程度まで可能であるものを拡大し、すべての保護される特徴に関して適用される。

例

- ・少数民族の背景から不釣り合いに少ない人々を雇用する警察は、十分に代表されない少数民族の背景からの候補者を含む多くの候補者が採用されるポストについて相互に適格であることを確認する。その他の候補者の比較できる本質も考慮に入れられる限り、その候補者を優遇することは違法ではない。
- ・いっそう適格である男性候補者が存在する場合会社の労働者層で女性が十分に代表されていないことに基づいて使用者は女性に職を提供する。これは、違法な直接差別にならない。

第12部：障害者：交通機関

第1章：タクシー等

第160条：タクシーのアクセス性の規則

効果

530 本条は、たとえ車椅子に座っていても障害者が安全にタクシーにアクセスして安全かつ合理的に快適に運ばれることを可能にするために、免許交付タクシーに適用される技術的基準を定めタクシー運転手に要件を課す規則を（イングランドとウェールズに関して）制定する国務大臣の権限を含む。本条は、規制された運転手が同規則の要件を遵守しないことを1000ポンド以下の罰金により処罰される違反とする。

背景

531 本条は、1995年障害者差別禁止法32条の条件の効果の規定を複製する。

532 これらの条件は、馬その他の動物により牽引されるタクシーには適用されない。

例

・車椅子の障害者が安全にタクシーにアクセスすることを可能にするために傾斜路その他の工夫を行う要件をタクシー運転手が遵守しないことは違反である。

・障害者が安全にタクシーに乗車することができることを保障するために車椅子を正しい位置に保つ要件をタクシー運転手が遵守しないことは違反である。

第161条：免許交付タクシーの数の統制：例外

効果

533 地域で操業する車椅子がアクセスできる車両の比率が国務大臣による規則所定の比率よりも小さい場合、免許交付機関（イングランドまたはウェールズ）は、タクシーの数を統制する理由で車椅子がアクセスできる車両に免許交付することを拒否することはできない。

背景

534 これは新しい規定である。1985年交通法16条は、地域にタクシーの満たされない需要はないと確信する場合、免許交付機関が免許交付を拒否する

ことにより操業するタクシーの数を統制することを認める。

535 161条は、地域において操業する車椅子がアクセスできるタクシーが少ないまたはないイングランドまたはウェールズの免許交付機関がタクシーの数の統制を理由に車椅子がアクセスできる車両に免許交付することを拒否することができないことを保障することを目的にする。

例

・地域において操業するタクシーの大きな数により、免許交付機関は、これ以上タクシーに免許交付をしないことを決定した。しかしながら、免許交付されたタクシーのうち、少数だけが車椅子がアクセスできる。車椅子がアクセスできる車両の所有者がタクシー免許を申請する。その地域の車椅子がアクセスできる車両の比率が国務大臣により定められた水準よりも少ないので、免許交付機関は、タクシーの数を統制する目的でその車両にタクシー免許を交付することを拒否することはできない。

・車椅子がアクセスできる車両の別の所有者も同じ免許交付機関にタクシー免許を申請する。しかしながら、その車両は、古すぎて、免許交付機関のその他の要件を満たさない。したがって、免許交付機関は、その車両が古すぎることを理由に免許交付を拒否することができる。

第162条：指定された交通上の便宜

効果

536 本条は、法第12部の第1章または1982年市民政府（スコットランド）法20条2A項に含まれるまたはその下で制定されたタクシー規定を一手販売権契約の下のサービス供給で利用される民間貸し切り車両に適用する規則をイングランドとウェールズにおいて国務大臣がスコットランドにおいてスコットランドの大臣が制定することを可能にする。

背景

537 本条は、1995年障害者差別禁止法33条の類似の規定を複製する。

538 一手販売契約は、交通上の便宜（鉄道駅、空港、港そしてバス発着所を構成する施設）の操業者と民間貸し切り自動車の操業者との間に、公衆に

サービスを提供する結果たとえば彼らが幹線の駅から目的地まで行くことができるために存在する。本条は、障害者のためのアクセス性を保障するために一手販売権契約の下で使用される車両とその運転手に要件が課せられることを認める。

例

・規則は、一手販売権契約の条件を履行する空港に侵入するまたはその中で使用する車両は、車椅子利用者がアクセスできなければならないことを要求することができる。

第163条：タクシーのアクセス性規則の遵守を条件とするタクシー免許交付効果

539 本条は、利用する免許交付タクシーが障害を持つ乗客がアクセスできることを保障するために160条の下で制定された規則を車両が遵守しない限り貸し切りに精を出すタクシーに免許交付機関が免許を与えることを禁止する。先行する28日間そのタクシーに関し免許が有効である場合、その規定は適用されない結果、たとえ既存の車両がアクセス性の要件を満たさなくてもそれは使用され続けることができる。

背景

540 本条は、1995年障害者差別禁止法34条の類似の規定を複製する。

例

・タクシー免許を申請している者は、そのタクシーが障害者がアクセスできることを保障する必要がある。

・タクシー免許を更新する者は、新しい免許の交付に先行する28日間に車両が免許交付される限りそれがアクセス性の要件を満たすことを証明する必要はない。

第164条：タクシーのアクセス性の規則の適用免除

効果

541 本条は、免許交付機関が協議を引き受けて、その結果を公表しかなる意見も考慮に入れる場合、同機関が163条の要件の適用を免除する命令を

申請することを認める規則を国務大臣が制定する権限を含む。163条の適用が承認できる水準までその地域のタクシーの数を減らす場合にのみ免許交付機関は適用免除命令を申請することができる。

542 国務大臣は、そのような命令を与えるまたは拒否することができるが、そうするか否かを決定する前に、障害者交通勧告委員会とその他の適切な者と協議することを要求される。全部のアクセシビリティ要件の適用免除が与えられると、その代わりに回転座席を備えてそのような座席が使用中に安全条件を満たすことをタクシーは要求される。

背景

543 本条は、1995年障害者差別禁止法35条の規定を複製する。

例

・アクセスできるタクシーを購入することが免許交付タクシー運転手の事業の収益をなくすことになるので、アクセシビリティの要件を遵守することをすべてのタクシーに要求することは、地区の運転手がタクシーの運転手から民間貸し切り車両の運転手に転換することを意味すると特定の免許交付機関が考える場合、同機関は適用免除命令を申請することができる。国務大臣は、適用免除命令を行うことに同意することができるが、そうする上で、その地域で特定の数のアクセスできるタクシーが利用できることを要求することができる。

第165条：車椅子の乗客

効果

544 本条は、指定されたタクシーと民間貸し切り車両の運転手に車椅子に座る障害を持つ乗客を運ぶ、付加料金を取らない、その乗客が乗客座席に座ることを選択する場合、その乗客の車椅子を運ぶ、安全かつ合理的に快適に乗客を運ぶ、そしてその乗客がタクシーを利用することを可能にするために合理的な援助を提供する義務を課す。タクシーまたは民間貸し切り車両が167条の下で地方免許交付機関により保管されるリストに現れる場合に、それは指定される。

545 車椅子の利用者を運ぶことを拒否する指定されたタクシーと民間貸し切り車両の運転手は、1000ポンド以下の罰金により処罰される違反を犯す。

背景

546 本条は、1995年障害者差別禁止法36条（2008年地方交通法により改正された）にその基礎を持つ。従前の立法は、本条の規定を規制されたタクシーに適用した。本条の規定は現在、規制されたよりもむしろ指定されたタクシーと民間貸し切り車両の運転手に適用される。車椅子がアクセスできる車両の指定に関する規定の追加の説明は、167条の注で提供される。

例

- ・車椅子に座る者が車椅子がアクセスできるタクシーまたは民間貸し切り車両を貸し切る。運転手は、傾斜路またはリフトを使用することにより乗客が車両を乗り降りすることを援助し乗客がリフトまたは傾斜路に乗ることを援助しなければならない。運転手は、車椅子が車両に正しく位置づけられて保持される結果乗客が安全かつ合理的に快適に乗車することを保障しなければならない。

- ・車椅子に座る乗客が乗客座席に乗車することを希望する場合、運転手は、乗客の車両の乗り降りを援助して車椅子を運ばなければならない。

- ・運転手は、障害を持つ乗客の荷物のタクシーへの積み降ろしを行わなければならない。

- ・運転手は、車椅子に座る乗客にその他の乗客よりも加算することはできない。

第166条：車椅子に座る乗客：適用免除の証明書

効果

547 国務大臣は、医学的または物理的条件により運転手が援助を提供することができないことを確信する場合、免許交付機関がその運転手に165条に含まれる義務を適用免除することを認める規則を制定することができる。

548 適用免除証明書がその車両に掲示されなければならない。

背景

549 本条は、1995年障害者差別禁止法36条にその基礎を持つが、165条に関して示されたように、追加して拡大する。

例

・運転手がそうすることが医学的に適しない場合車椅子に座る乗客が車両を乗り降りすることを援助するために物理的援助を提供することを運転手は要求されない。

第167条：車椅子がアクセスできる車両のリスト

効果

550 本条は、免許交付機関がその地域で操業する車椅子がアクセスできるタクシーまたは民間貸し切り車両のリストを保管することを認める。免許交付機関が希望する場合、地方のバス運行を操業する特別免許も持つそのような車両のみをリストに掲げ、通常の免許のみを持つ車椅子がアクセスできる車両のリストを掲げないことを同機関は決定することができる。

551 165条に含まれる義務は、指定された車椅子がアクセスできる車両のリストに掲載される車両の運転手に適用される。

552 本条は、国務大臣が免許交付機関に指針を発給することを認め、免許交付機関は発給されたいかなる指針も尊重しなければならない。

背景

553 本条は、地方のバス運行を操業する特別免許も持つ車椅子がアクセスできる車両のリストを免許交付機関が保管することを認めた1995年障害者差別禁止法36A条にその基礎を持つ。しかしながら、本条の規定は現在、通常の免許のみを持つ車椅子がアクセスできる車両をも含めることを免許交付機関に認めるためにさらに拡大する。

例

・免許交付機関がその地域で操業する車椅子がアクセスできるタクシーまたは民間貸し切り車両のリストを保管する。そのリストに掲載される車両の運転手は、165条に含まれる車椅子に座る乗客を援助する義務を履行することを要求される。

・そのリストに含まれる車両の運転手は、車椅子に座る乗客に援助を提供し、彼らに付加料金を課さない。

第168条：タクシーの中の補助犬

効果

554 本条は、イングランドとウェールズのタクシー運転手に障害者の補助犬、たとえば盲人の盲導犬を輸送し、付加料金をかけないで補助犬が乗客とともに乗車することを認める義務を課す。1982年市民政府（スコットランド）法20条の下で、規則は、スコットランドについて168条と169条に相当する規定を制定することができる。

555 補助犬を運ぶことを拒否するタクシー運転手は、1000ポンド以下の罰金により処罰される違反を犯す。

背景

556 本条は、1995年障害者差別禁止法37条に含まれる主要な規定を複製する。

例

・補助犬を伴う者が大声でタクシーを呼ぶ。運転手は、補助犬を運ぶことを拒否してはならず、補助犬をタクシーの中で乗客と同伴させなければならない。

第169条：タクシーの中の補助犬：適用免除証明書

効果

557 本条は、イングランドとウェールズの免許交付機関が、タクシー運転手が医学的理由で補助犬を運ぶことができない、または車両が補助犬の運搬車両として適していないことを確信する場合、168条に含まれる義務を運転手に適用免除することを認める。

558 適用免除証明書は、タクシー内に掲示されなければならない。

背景

559 本条は、1995年障害者差別禁止法37条に含まれた適用免除規定を複製することを目的にする。しかしながら、ロンドンに関する「免許交付機関」

の定義は現在、タクシー免許交付に関する任務を行使するのがこの機関であるので「ロンドン交通局」を意味する。

例

・犬に対する医学的に証明されたアレルギーを持つ運転手は、彼女が適用免除証明書を彼女のタクシー内に掲示する限り、補助犬を運ぶことを要求されない。

第170条：民間貸し切り車両の中の補助犬

効果

560 本条は、イングランドとウェールズの民間貸し切り車両の操業者と運転手に障害者の補助犬を輸送し、付加料金をかけないで補助犬が乗客とともに乗車することを認める義務を課す。1982年市民政府（スコットランド）法20条の下で、規則は、スコットランドについて170条に相当する規定を制定することができる。

561 補助犬を運ぶことを拒否する民間貸し切り車両の操業者と運転手は、1000ポンド以下の罰金により処罰される違反を犯す。

背景

562 本条は、1995年障害者差別禁止法37A条に含まれた主要な規定を複製する。

例

・民間貸し切り車両の運転手は、補助犬を運ぶことにより付加料金を課すことはできない。

・民間貸し切り車両の全車両の操業者は、補助犬を伴う乗客からの予約を受け付ける。運転手は、補助犬を運ぶことを拒否することができない。

第171条：民間貸し切り車両の中の補助犬：適用免除証明書

効果

563 本条は、イングランドとウェールズの免許交付機関が、民間貸し切り車両の運転手が医学的理由で補助犬を運ぶことができない、または車両が補助犬の運搬車両として適していないことを確信する場合、170条に含まれる

義務を運転手に適用免除することを認める。

564 適用免除証明書は、民間貸し切り車両内に掲示されなければならない。

背景

565 本条は、1995年障害者差別禁止法37A条に含まれた適用免除規定を複製することを目的にする。

例

・運転手が犬に対する医学的に証明されたアレルギーを持ち彼の車両内に彼の適用免除証明書を掲示する場合、補助犬を運ぶことを彼は要求されない。

第172条：申立

効果

566 イングランドとウェールズでは、タクシーまたは民間貸し切り車両の運転手が車椅子に座る障害を持つ乗客を援助するまたは補助犬を運ぶ要求の適用免除証明書を拒否される場合、本条は、拒否されてから28日以内に、治安判事裁判所に対する申立の権利を与える。

567 スコットランドでは、タクシーまたは民間貸し切り車両の運転手が車椅子に座る障害を持つ乗客を援助する要求の適用免除証明書を拒否される場合、本条は、拒否されてから28日以内に、執行官に対する申立の権利を与える。

568 タクシーまたは民間貸し切り車両の所有者は、167条の下で免許交付機関により判断される車椅子がアクセスできる車両の指名リストに所有者の車両を含める免許交付機関の決定に対し、イングランドとウェールズでは治安判事裁判所に、スコットランドでは執行官に申立を行うことができる。

背景

569 172条は、1995年障害者差別禁止法38条の規定を複製することを目的にする。しかしながら、本条はまた、地方バス運行を提供しない場合（すなわち通常の運行を提供する場合）に指名されたタクシーまたは民間貸し切り車両の運転手に167条の規定が拡大されることを反映する。

例

・タクシー運転手が、彼が背中が悪いことを理由に車椅子に座る障害を持つ

乗客を援助する要求の適用免除証明書を申請する。彼の申請は免許交付機関により拒否されるが運転手は不十分な検討が彼の申請を支持する医学的情報に与えられたと考えるので、彼は決定から28日以内に申立を行う。その申立は成功し裁判所は免許交付機関に運転手に適用免除証明書を発給することを命じる。

・免許交付機関は、タクシーまたは民間貸し切り車両を車椅子に座る乗客にとってアクセスできるとリストに掲げ、それは運転手が車椅子に座る障害を持つ乗客を援助することを要求されることを意味する。車両がアクセスできないと考える車両の所有者は、登載されるとの決定に申し立てることができる。

第173条：解釈

効果

570 本条は、「アクセス性の要件」、「補助犬」、「タクシー」、「タクシーのアクセス性規則」の用語の意味を説明する。

第2章：公共サービス車両（public service vehicles）

第174条：P S Vのアクセス性規則

効果

571 本条は、車椅子に座る場合を含む障害を持つ乗客にいつでも多くのアクセス性を提供するために、バスと長距離バスに適用される技術的基準を定める公共サービス車両アクセス性規則を国務大臣が制定することを可能にする。要件は、車両の構造、利用および保守、装置のデザインと体裁、車椅子の拘束と車椅子の位置に関係することができる。

背景

572 本条は、1995年障害者差別禁止法40条の規定を複製する。

例

・バスと長距離バスは、障害を持つ乗客によるアクセス性を保障するために装置とデザインに関する特定の技術的基準を満たさなければならない。手す

りその他の補助具のようなアクセス性の特徴が、車両が承認される場合には存在したがその後撤去される場合、そのバスは路上で使用されてはならない。

第175条：P S Vのアクセス性規則に違反する罪

効果

573 本条は、規則の要件を遵守しないまたは規則の要件を満たさない公共サービス車両を路上で使用するもしくは使用されることを認めることを罪とする。罪が取締役、管理者または社長ような責任者によりあるいはその同意により犯されたことが見出される場合、その個人は、会社と並んで、その罪で有罪である。

574 その罪は、2500ポンド以下の罰金により処罰される。

背景

575 本条は、1995年障害者差別禁止法40条の違反規定を複製する。

例

・バスはアクセス性の特徴を撤去され、その後登録されたサービスに使用される。この条件でその車両を使用するまたは使用を認めることにより、罪が犯され、運転手と操業者がその罪の有罪宣告を受けて2500ポンド以下の罰金が課されることを招く。

第176条：アクセス性の認証書

効果

576 本条は、規制される公共サービス車両が路上で使用されることができ、前に公共サービス車両のアクセス性規則の要件を満たすことを示すアクセス性の認証書または承認認証書（177条を見よ）を持つことを要求する。本条はさらに、アクセス性の認証書の適用と発給（または写し）に関しそして車両の適用免除を規定する規則を国務大臣が制定することを認める。

背景

577 本条は、1995年障害者差別禁止法41条に含まれる規定を複製する。

例

・バスは、たとえば、傾斜路、手すりおよび車椅子スペースのようなアクセ

ス性の特徴についての要件をそれが遵守することを証明するアクセス性の認証書を持たなければならない。その認証書は、障害を持つ乗客がバスを乗り降りして合理的に安全かつ快適に輸送されることを可能にする最低限のアクセス性基準を満たすことを証明する。

第177条：承認認証書

効果

578 関係する技術的要件が満たされる場合に「典型車両」として公共サービス車両を国務大臣が承認することと特定の車両が「典型車両」と一致する場合に承認認証書の発給を本条は認める。本条はさらに、承認認証書の適用と発給（または写し）に関係しそして車両の適用免除を規定する規則を国務大臣が制定する権限を含む。

579 国務大臣はいつでも「典型車両」の承認を取り消すことができる。これが行われる場合、追加の承認認証書は発給されることはできない。取消以前に発給された認証書は、有効なままである。

背景

580 本条は、1995年障害者差別禁止法42条に含まれる規定を複製する。

例

・特定のバス製造者の車台が車体と一緒に「典型車両」として承認され、承認認証書がこのデザインと一致するバスに関して発給される。その「典型車両」が技術的要件をもはや満たさないことを意味する修正がそれにその後行われると、「典型車両」としてのその承認は取り消され、修正されたデザインと一致するバスに関して承認認証書は発給されない。

第178条：特別の承認

効果

581 本条は、公共サービス車両が174条の下の規則の要件を満たさない特定の事情においてそのような車両の使用を国務大臣が承認する権限を含む。本条はさらに、そのような車両の利用に制限または条件が置かれることを認める。

背景

582 本条は、1995年障害者差別禁止法43条に含まれる規定を複製する。

例

・現行のアクセス性の規則に従わない車両の新しいデザインが試行される。国務大臣は、制限された環境でその車両の使用を認め、許される地域と操業時間を定める規則を制定する。その結果、その業績を試験することができる。

第179条：見直しと申立

効果

583 国務大臣が「典型車両」として車両を承認することを拒否する場合、本条は、料金を支払ってその決定の見直しを国務大臣に要求する申請を認める。本条はさらに、アクセス性または承認の認証書の発給の拒否について国務大臣に対する申立の権利を与える。本条はまた、国務大臣が規則において申立手続を定めることを認める。

背景

584 本条は、1995年障害者差別禁止法44条に含まれる規定を複製する。

例

・車両製造者は、「典型車両」として新しいバスのデザインの承認を拒否される。製造者は、その決定を見直すことを国務大臣に要求し、要求された料金を支払う。国務大臣はその決定と支持する書面による証拠または意見を見直さなければならず、当初の決定を確認する、変更するまたは覆することができる。

第180条：料金

効果

585 本条は、国務大臣が料金規則を制定し、「典型車両」としての承認の申請の作成、アクセス性と承認の認証書の作成、認証書の写しの発給そして見直しと申立の実施について同規則に従って料金を課す権限を含む。料金は、費用をまかなうために必要とされる額を上回る見込みはない。本条は、特定

の事情、たとえば、申立の成功において料金の全部または一部の払い戻しのための規定を認める。

背景

586 本条は、1995年障害者差別禁止法45条に含まれる規定を複製する。

例

・申請者は、申請と検査過程を処理する費用をまかなうために、公共サービス車両についてのアクセス性と承認の認証書のための費用を支払わなければならない。

第181条：解釈

効果

587 本条は、「アクセス性の認証書」、「承認認証書」、「P S Vのアクセス性規則」そして「規制された公共サービス車両」の用語の意味を説明する。

第3章：鉄道車両

第182条：鉄道車両のアクセス性規則

効果

588 本条は、列車、路面電車および特定のその他の軌条輸送システムが車椅子の利用者を含む障害者にアクセスできることを保障するために国務大臣が規則を制定する権限を含む。

589 しかしながら、本条で使用される「鉄道車両」の限られた定義により、「共同運転可能な鉄道システム」において操業しない鉄道車両にその範囲は限られる。それゆえ本条の下で制定される規則は、ライトレイル車両（メトロ、地下鉄と路面電車システムおよび軌条輸送システムの所定の様式において使用されるもの）のほとんどの部分に適用されることができるのみである。

590 すべての鉄道車両は、2020年1月1日より前までにアクセス性の基準を遵守するまたは場合によって適正な適用免除を受けなければならない。

591 本条の下で規則を制定する前に、国務大臣は、障害者運輸勧告委員会

その他の代表組織と最初に協議しなければならない。

背景

592 本条は、2005年障害者差別禁止法により改正された1995年障害者差別禁止法46条の規定を複製する。

例

・メトロ、地下鉄または路面電車システムもしくは軌条システムの所定の様式に導入されるすべての新しい鉄道車両は、完全にアクセスできるまたはそれらが遵守できないことを意味するやむを得ない事情がある場合に適用免除(183条の下)を求める必要がある。

第183条：鉄道車両のアクセス性規則の適用免除

効果

593 本条は、規制された鉄道車両がアクセス性の基準を遵守しない、またはそれが使用される方法がそのような基準を遵守しない場合でさえもそれが旅客輸送に使用されることを承認する命令（「適用免除命令」）を国務大臣が行う権限を含む。

594 本条は、適用免除命令を申請することができる者、提供されることが必要である情報、適用免除制度が作用する方法、適用免除命令が適用することができる期間そして取消のための措置を定める規則を規定する。

595 適用免除命令を与える前に、国務大臣は、障害者運輸勧告委員会と適切と考えられるようなその他の者と最初に協議しなければならない。

背景

596 本条は、2005年障害者差別禁止法により改正された1995年障害者差別禁止法47条の規定を複製する。

例

・適用免除権限は、特有の鉄道車両または特有の種類 of 鉄道車両もしくは特定の事情におけるそのような車両の使用を適用免除するために行使されることができる。そこで、たとえば、特定のネットワーク（保存または旅行鉄道または路面電車のような）で使用されるすべての車両を適用免除することが

できる。

第184条：適用免除命令を行うための手続

効果

597 本条は、183条の下で行われる適用免除命令が国務大臣の裁量により積極的な解決案または消極的な解決手続に服することがあると規定する。本条は、この裁量の行使のための手続を定め、決定が行われる規準を定める規則が制定されることを可能にする。

598 そのような規則を制定する前に、積極的な解決案手続に自身が服する障害者運輸勧告委員会とその他の適切な者と協議することを国務大臣は要求される。

背景

599 本条は、2005年障害者差別禁止法により挿入された1995年障害者差別禁止法67条5 A項と67 A条を複製する。

第185条：適用免除命令に関する年次報告

効果

600 本条は、国務大臣に対し、規制された鉄道車両をアクセス性の要件から適用免除する権限の行使に関して年次報告（「報告」）を作成することを要求する。報告は、各暦年について作成されることになり、183条の下で行われたすべての適用免除命令の詳細を含まなければならない。本条はさらに、適用免除命令の申請と184条の下の裁量の行使双方に関する協議についての情報を含まなければならない。報告は、国会の両院に提出されなければならない。

背景

601 本条は、2005年障害者差別禁止法により挿入された1995年障害者差別禁止法67 B条の規定を複製する。

第186条：鉄道車両のアクセス性：遵守

効果

602 本条は、遵守認証書と罰則と結びついた民事執行制度を導入する権限

を含む附則20の規定に係る。

603 1項の開始は、附則20の施行をもたらす。しかしながら、2項が2010年末前に開始されない場合（全部またはいずれかの程度）、本条と附則20は自動的に廃止される。

背景

604 附則20は、2005年障害者差別禁止法により挿入された1995年障害者差別禁止法47A条ないしM条（しかし未施行）の規定を複製する。本条が法に含まれた理由に関する詳細は、923ないし965において見出すことができる。

第187条：解釈

効果

605 本条は、法の本章で使用される「鉄道車両」、「規制された鉄道車両」、「鉄道車両アクセス性規則」の用語により意味されるものの説明に対する相互参照を含む。本条はさらに、「輸送のため」の使用により意味されるものを説明する。

背景

606 本条は、2005年障害者差別禁止法により改正された1995年障害者差別禁止法の規定を複製する。

第4章：補足

第188条：偽造等

効果

607 タクシーの障害を持つ乗客を援助するまたは補助犬の輸送に関して発給された公共サービス車両アクセス性認証書、公共サービス車両「種類」認証書またはいずれかの適用免除認証書を詐欺の意図で偽造、変更、使用、貸与すること、あるいは別の者がそれらを使用することを認めること、もしくはそのような認証書に類似する文書を作成または保有することを、本条は犯罪とする。本条はさらに、これらの認証書のいずれかを取得するために故意に偽造文書を作成することを違反とする。

背景

608 本条は、1995年障害者差別禁止法の規定の効果を複製する。

第13部：障害：その他

第189条：合理的調整

効果

609 本条は、サービスを供給するまたは任務を遂行する者、使用者、もしくは教育提供者あるいは団体が賃借して手続を進めるために家主の同意を要求することになる施設に合理的調整を検討することを彼らが要求される場合に、サービス、施設、労働、教育および団体の分野に附則21に定められた合理的調整に関する補足規定を適用する。

第190条：賃借住宅の改善

効果

610 賃借契約が家主の同意によってのみ改善を行うことを賃借人に認める場合、賃借された居住施設の障害を持つ賃借人または占有者が施設に障害に関係する改善を行うための同意を求めるとの手續を本条は規定する。家主は不合理に同意を差し控えることはできないが、同意に合理的な条件を付けることができる。同意を拒否する家主は、その拒否の理由を示さなければならない。拒否または条件が不合理か否かを判断する際に、それが不合理ではないことを証明する責任は家主にある。本条は、保護される賃借、法定賃借または保障賃借以外の占有者または賃借人のみもしくは主として居住用の居住財産のすべての賃借契約に適用される。それは、1980年と1985年の住宅法の下でそのような賃借に関して類似の権利が既に適用されるからである。

611 本条は、イングランドとウェールズのみ適用される。

背景

612 本条は、1995年障害者差別禁止法の類似の規定を置き換える。

例

・動作に問題のある障害を持つ賃借人が彼女の家主に彼女が洗面所を利用す

ることを援助するために大型シャワーと手すりの取付に同意することを要求する。彼女の家主は同意を拒否する。その拒否の理由を与え、それが不合理ではないことを証明するのは家主になる。

・家主は、手すりとシャワーの色がその他の浴室の装置と一致することと障害者がその財産から出て行く場合にはそれらは撤去されなければならないことを条件に、それらの取付に同意する。これらは合理的な条件になるが、そうであることを証明するのは家主である。